

【史料紹介】

伊藤糸店の店法草案

宇佐美 英 機

明治五（一八七二）年、初代伊藤忠兵衛（一八四二—一九〇三）は、大阪市東区本町二丁目に所在した九里庄治郎所有の家屋を借り、呉服太物卸商「紅忠」を開店した。その後、彼が営んだ事業については、『丸紅商店之沿革』（株式会社丸紅商店本社、一九三一年）・『伊藤忠商事一〇〇年』（伊藤忠商事株式会社、一九六九年）・『丸紅 前史』（丸紅株式会社、一九七七年）・『丸紅通史』（丸紅株式会社・二〇〇八年）などの社史にその概要が記述されている。また、非売品ではあるが『在りし日の父』（初版一九三七年、再版一九五二年）は、二代目忠兵衛による年譜や追想、あるいは元店員たちによる懐古談が収められ、最も詳しい情報を伝えている。

これまでの伊藤忠兵衛、ないし伊藤忠兵衛家同族による事業経営については、右に掲げた文献を典拠として分析が加えられ、評価されてきた。ここでは、右に掲げた文献を取り上げることとはしないが、すでに別稿にてこれまで知られていなかった経営体が存在すること、伊藤忠兵衛家やその本家である伊藤長兵衛家には大量の史料が伝来していることを紹介している。それらを用いた論稿は、後ろに掲げておくことにする。

先行する研究にあつて、すでに伊藤忠兵衛家同族事業体の店法に関しては、『伊藤忠商事一〇〇年』に明治二六年一月一二日制定・同三四年

一月制定の店法が翻刻され、伊藤忠商事株式会社定款の昭和一五年六月二五日改正分、三興株式会社定款の昭和一六年九月一日制定分、大建産業株式会社定款の昭和一九年九月一二日分も翻刻されている。また、『丸紅 前史』には明治二六年一月一二日制定の店法と年未詳「伊藤長兵衛商店事務取扱細則」、大正一〇年三月発足の株式会社丸紅商店原始定款、大正九年一〇月発足の大同貿易株式会社最終定款抜粋、三興株式会社定款の昭和一六年九月一日制定分、大建産業株式会社定款の昭和一九年九月一二日制定分が翻刻されている。両社史で共通した店法・定款が見られるのは、会社の沿革から考えて当然のことではある。さらに、『丸紅通史』には、昭和二四年一二月発足の新生丸紅の定款と現行定款が収録され、戦後の発展を分析するために提供されている。

ところで、明治二六年一月一二日制定の店法と明治四一年七月一日制定の伊藤忠兵衛本部店法は、高橋久一氏によっても翻刻・紹介されている¹。高橋氏は、伊藤忠兵衛本部の「三ツ割」制度にふれる中で、明治五年の大阪での開業から大正一〇年の丸紅商店発足に至る期間の伊藤忠兵衛家同族経営体による店法制定の略年表を作成している。現在、知りうる限りでは、明治二六年一月一二日以前に制定された伊藤忠兵衛家の店法を確認することはできず、店法や定款の分析を通じて事業経営の推移を追うことは、明治二六年以降ならば可能である。また、大正一〇年以降の伊藤忠商事・丸紅商店・大同貿易・三興・大建産業の定款については、前掲の部分的な翻刻によつて概要を知ることができる。

しかし、伊藤忠兵衛家が本部制を再編して伊藤忠合名会社を設立した時、大正四年一月一日付で制定された「伊藤忠合名会社店法」および「伊藤忠合名会社店法附則規集」は、その全容はいまだ翻刻されていない

ため、個人商店から法人化への過程でどのように規定が変更されたのか、あるいは本部制は合名会社組織への変更によって、どのように再編されたのかについては、子細は解明されていない。これらの史料が現存することは、すでに確認しており、前者は全二〇章一九三条と「別家規定」一三条からなるものであり、後者は全一四項からなるものである。いずれも「丸紅株式会社資料」として伝来している。しかし、大正七年一二月に分離して発足した伊藤忠商事・伊藤忠商店の定款がどのようなものであったのかについては、まだ確認するに至っていない。おそらくは、整理を進めている文書群に含まれているものと期待している。ただ、原資料は、今しばらく公開・利用に供することができないため、別の機会に全文翻刻・紹介することにした。

本稿は、二〇〇四年春以来、現在も史料の整理・目録作成の作業が続けている「伊藤忠兵衛家文書」に残されていた明治三四年一月制定とされる伊藤糸店の店法草案を翻刻・紹介する。上述のように、この店法の清書はすでに伊藤忠商事の社史に翻刻されている。しかし、その草案が残されていた。清書と草案を比較することによって、当初に制定された条文がどのように加筆や削除され、どのように改められたのが判明する。草案が残されているものとしては、明治二六年一月一二日制定の店法もある。しかし、この草案は抹消・加筆が著しく、翻刻するとなれば組版が複雑・煩瑣になるため、紙幅の関係で今回は翻刻することを見送った。もちろん、原案の条文を抹消・加筆しているという事実は、原案が修正・再構成されているという事実を示すものであり、その修正過程を明らかにすることは、伊藤忠兵衛家諸店の事業経営史を解明するうえで、重要な論点を提供するものである。これについても、別の機会

を得たいと考えている。

さて、この明治三四年一月制定店法改正草案の表紙には初代忠兵衛の筆で「五日午前中」に仕上げるように指示されているが、これが何月のことなのかは不明である。ただ、草案も清書も伊藤糸店の開業を明治二五年としており、その年次は修正されていないことが注目される。初代忠兵衛は、この年の春から約一年間、愛知県一宮町へ村岸休五郎・加藤定次郎を派遣して、同町の佐分利慎一郎から借家して綿糸の取り扱いを始めたことをもって伊藤糸店の開業と考えていたことがわかる。したがって、草案自体は明治二五年に染筆されたことは間違いないだろう。しかし、大阪市東区安土町二丁目にて伊藤糸店を開店したのは明治二六年であり、店法の制定が同年一月一二日付であることから、後世では糸店は明治二六年開業だとされていったものと思われる。

伊藤糸店は、忠兵衛の長女ときに鈴木福松（後に伊藤忠次郎と改名）を婿養子に迎えた際（明治二四年二月）、とき一家の事業として創立されたものである（『伊藤忠商事一〇〇年』、一九頁）。開店当時は、店主が伊藤忠兵衛、店主代理が伊藤忠次郎、後見支配人が田附源兵衛、主任が村岸休五郎であった。しかし、明治三三年二月に忠次郎が離縁されたことにより、伊藤糸店の事業はときと子供のふき・孝太郎・篤子・志津の生活を守るための店として意識されていく。草案や清書の冒頭に記されているように、明治三四年時点で忠兵衛は、孝太郎のために事業を継続させていくと述べている。

すでにこの当時、病魔に冒されていた忠兵衛にとつて、孫娘ふきでさえ一〇歳に満たない（明治二五年九月生）ことから、孝太郎（明治二八

年六月生)などの幼子を抱えたとき一家の将来を案じたことは、察してあまりあることであろう。事業の継続を決めた時には孝太郎名義にすることも考えていたようである。その頃のものと思われる忠兵衛の書状³には、次のように記されている。

扱、将来名前之義、元より孝太郎之ツモリ処、同人名義にてモ許可相成兼候よし、少し合点参り不申候、孝太郎カ戸主ナルトキハ未丁年ニセヨ、戸主ノ名ニテ開業シ、後見人ハ尤アルコト故、許可ニ相成候様ニ被存候

一応時ノ名ニテ開業トシ、一ヶ月ヲ経て孝太郎ニ譲ルモ別段サシ問ハナキコトナレトモ、度々名前換ノ已ニて取引先ニ対しても不宜候故、最初カラ孝太郎ニ致度、夫レカ出来ス、時名前ニて開業スルトナレハ、孝太郎ニ譲ルコトハ兩三年ハセヌ方ガ宜存候

このように、店の名義を孝太郎にすることを忠兵衛は願っていた。そのため交渉を東区役所の係員と相談してくれるよう、「御兩人」に依頼している。この「御兩人」とは、おそらく二女ごうの夫である伊藤忠三と本店支配人田中良三を指すのであろう。ただ結果として忠兵衛の願いは叶わなかったようである。明治三年一月一日に大阪東区裁判所の指定により親族会が開かれ、とき名義で総糸商を営業することに決している(「親族会決議書」)。

それはともあれ、この伊藤糸店が所在した大阪市東区安土町二丁目五番地は、明治四四年六月に刊行された『大阪地籍地図』によれば、土地の所有者は「伊藤とき」であることから、孝太郎名義には書き換えられなかったと思われる。ただ、大正七年二月一日に株式会社伊藤忠商店とともに発足した伊藤忠商事株式会社の本社は、安土町の同一地番で

あったことから、この時点では所有権が移っていたものと思われる。

それはともあれ、この草案は初代忠兵衛の直筆ではなく、表紙の付箋の指示書きや条文に朱筆で線を引き挿入・削除する指示をした部分が本人のものだと推測できる。指示書では、字句の修正などを依頼し、不明な点は女婚である伊藤忠三に問い合わせるように指示している。元の条文を朱線で抹消し、その上に修正された条文が書かれた付箋が付けられていることから判断して、この新しい条文は忠三の指示で作成されたのではないだろうか。最初の草案の筆跡と付箋の筆跡は異なるので、別人が記したことは確かであろう。そして、修正され付箋に記された条文に改めて忠三が加筆したのではないだろうか。

序文は忠兵衛の意を体していることから、本人の口述を筆記したものと考えられる。店員が独自にこのような序文を書いたことは考えがたい。また、各条についても、忠兵衛の口述通りか、もしくは意を体して店員が作成したものを、改めて目を通して朱筆を入れたものと思われる。店員が書いたものだとすれば、明治三三、三四年当時の糸店における序列では、村岸休五郎・小菅宇七・筒井喜三郎の順であったと考えられることから、これらの店員が染筆したのではないだろうか。現時点では、これらの人々の筆跡を照合できる環境が整っていないため、判断は留保しなければならないが、可能性だけを指摘しておきたい。

この草案と清書の違いは、抹消箇所や挿入された字句などで比較検討することができるが、子細な検討は別の機会に行いたい。ただ注目しておきたい点は、最初の草案には資本金「貳万円」と記されていたが、この「貳」の文字に紙が貼られて抹消されるとともに、欄外の余白に「貳」

の字を明け置くよう朱筆されていることであろう。この朱筆が忠兵衛の手によるものか、それとも忠三が書いたのか、あるいは他の者であったのかを判定できるだけの筆跡のサンプルを蓄えていないので、直ちに断言することは困難である。現在、活字化されている清書でも資本金額は明示されていない。しかし、伊藤本家の財産目録ともいえる「掌帳」⁵によれば、明治二六年三月に「糸店資本金」として一万四千元が本家から出資されたことが判明する。ところが、同二九年以降の「掌帳」で「三店常資本」として計上されるのは、「拾万円 本店」「壹万五千元 西店」「壹万五千元 京店」だけであり、糸店は記載されていない。このような記載は、明治四一年七月に伊藤本部制が発足しても同様であった。「掌帳」は伊藤本家の財産目録のような性格をもつ帳簿であるが、そこでは糸店は本家から「常資本」を出資している店として位置づけられていなかったということになる。したがって、開業時には一万四千元の資本金であったが、同三四年時点でのように増減したのかは、まだ明らかにできない。「式」万円の数値に張り紙をし、「式ノ字ヲ明ケラクコト」と欄外に朱筆で書き置いたことは、明らかにこの店が他の三店と異なった位置づけのものとして忠兵衛が考えていたことを反映させているのではないだろうか。すなわち、伊藤忠商事・丸紅両社史が述べるように、伊藤家の経営する店は、伊藤本店・伊藤京店・伊藤染工場・伊藤西店であり、伊藤糸店は「分家」の経営であると意識していたのであろう。

伊藤本部制は、これら同族の事業を統一する形で発足したが、それら各店に対して本家が出資している資本金に関しては、伊藤糸店については直ちに他の店と同一の取り扱いになつたわけではなかつたのである。

史実はどうであつたのかについては、現時点では定かではない。伊藤忠兵衛家同族による事業経営は、現在も継続して整理・目録作成の作業をしている「伊藤忠兵衛家文書」を利用できるようになれば、飛躍的に子細な点まで明らかにすることが期待できるが、今しばらくはこのような形で一部の資料を翻刻・紹介することで江湖に史料が伝来していることを伝えるにとどめざるを得ない。

注

(1) 高橋久一「伊藤(忠)商店における財務管理方式―「三つ割」制度の導入について―」(『経済経営研究』第二五号(一)、一九七五年)。同「伊藤忠兵衛本部の店法」―「三つ割」制度の史的考察―(『同上』第二六号(Ⅱ)、一九七六年)。

(2) 「丸紅株式会社資料」とは、滋賀大学経済学部附属史料館において付与した文書名である。原資料は、今しばらく公開利用に供することができないため、別の機会に全文翻刻・紹介することにした。

(3) 滋賀大学経済学部附属史料館保管「伊藤忠兵衛家文書」。整理中につき、未公開。

(4) 宮本又郎監修「地籍台帳・地籍地図(大阪)」第五卷二八頁、柏書房、二〇〇六年。

(5) 「伊藤忠兵衛家文書」。この史料の一部を用いた研究は、後掲参考文献の小川功・深見泰孝論文がある。

凡 例

一、翻刻に際しては、原本の体裁をできる限り復元できるように、字句は改めることなく漢字・カタカナ・ひらがなをまじえた。

一、朱筆については、ゴシック体で表示した。

一、草案に挿入されている後筆の字句は、当該箇所「」で括って表記した。

一、最初の草案が抹消され、その上に付箋で新たな条文が立てられている場合は、抹消された条文の直後に示した。この際、(抹消)(付箋)

の条文は「」で括って表記した。ただし、条文が複数にわたる場合は、抹消されている条文の直後に*を付して説明を加え、新しく立てられた条文を「」で括ることなく表記した。

一、見せ消しは、その字句の左にミミ印を付し、訂正された字句をその続きに「」で括って表記した。

(表紙付箋)
「店法帖」清書之際ハ下書ヲ能熟見シ、字句ノ違等ハなをし被下、遺漏なき様頼入候也、若わからぬ事アレハ忠三二問ヒ玉ふべし、五日午前中二仕上ケ被下候」

(表紙)
「店法則」

序文

当糸店は明治廿五年に開業し、爾來年を重ねる事殆んど十ヶ年二及べり、其間得意の信用と且ハ相応の利益を得るニ至りしも、爰ニ種々の困難を生じ、遂ニ無一物の沢「結」果を見る、然るニ幸忠実なる店員諸氏と策り更ニ資金を分ち、幼少なる孝太郎の爲めニ營業を継続する事となせり

就而ハ將來業務の根柢を定め、店員の権利義務をも重んずるニより、茲ニこの店法則を發表するの所以なり

店員諸氏ハ能く此意を諒知せられ、特ニ左ニ述べたる義を深く心得られん事を望む所なり

一、主家ニ対してハ、「義理ヲ弁エ」礼儀を重んじ、店員同輩ニ在てハ殊ニ和合を大切ニし長上を敬ひ、下弟を愛し、最も顧客ニ対してハ尊敬を厚ふし、己を卑ふする事を勉むべし

一、常ニ質素の心掛を篤ふし、勉めて浮華を誡め、品行方正にして、勤儉の徳を養成すべし

(抹消)

「一、營業上投機心の増長に駆られて失敗を招く事多し、恐るべき事なり、即ち取引所に於て商品の定期売買を為すべからず、若し其必

要已むを得ざる時ハ、重役と雖も「決して」専断せず、一同協議の上にてせらるべし

本家 老主識

明治三十四年一月

(付箋・異筆) 一、投機心の増長ハ失敗を招く之基ヒなれば、深く恐るべき事なり、

本業之如キハ定期売買を利用すべき場合なきに限らされ共、其弊之及ほす処大なれば、常に戒慎せらるべし、若其必要已むを得ざる時ハ、重役ト雖とも決して専断せず、一同協議の上にてせらるべし

(付箋・異筆) 一、道徳ノ淵源たる佛教法話会をおりく成すを「開会なすを」善とす

明治三十四年一月

本家老主 識

店法則

第壹章 主人及本家

一、本家ハ「総テ」監督ノ義務アルモノニシテ、「殊ニ」帳簿ヲ検閲シ店卸勘定ヲ認ムルモノトス

一、主人ハ本家合議ノ上、店法則ノ訂正又ハ追加ヲ為ス

一、主人ハ本家協議ノ上、資本金ノ増減ヲ為スモノトス
都合ニ依リ積立金ヲナス事アルベシ
一、主人ハ支配役又ハ支配役心得・支配次役・金銭出納役ヲ定ムルモノトス

第貳章 店員役目

一、店員役目ハ支配役又ハ支配役心得・支配次役(以上重役トス)・書記役・売買役・小役・蔵方トス

都合ニ依リ取締役ヲ置ク事アルベシ

(付箋・異筆) 一、前条役目ノ外ニ取締役ヲ置コトアルヘシ(重役トス)

一、支配役ハ店法則ノ定ムル所ニ依リ総テ店務ヲ行フモノトス

一、支配役・支配次役ハ諸帳簿ノ検印ヲ怠ラズナスベシ

一、支配役ハ毎年十月十日ヨリ翌年一月十日迄ハ在店ヲ要ス

不已得事情アル時ハ此限ニ非ズ

一、支配役・支配次役ハ不在店中ノ「帳簿ハ勿論」諸来状ヲ皆閲スベシ

一、支配次役ハ支配役ト連帯ノ任務ヲ負フモノニシテ、支配役不在又ハ事故アル時ハ、即チ之ニ代ルモノトス

一、書記役ハ大会議ニ定ムル任務ヲ成ス事モノトス

一、売買役ハ重要ノ事ヲ専断スベカラズ、必ズ重役ト協議ノ上ナスベシ

一、重役ト雖モ商館ノ約定ハ各員協議ヲ要スルモノトス

第參章 會議

一、會議ハ大会・小会ノ二類ニ分ツ

一、大会ハ一月七月ノ二回トシ、店卸勘定決算後トス

一、小会ハ時々協議スベキモノトス

一、大会ハ前日又ハ当日本家ニ通知シ、臨席ヲ求ムルモノトス

一、大会ハ半期間ノ事務役割ヲ議定シ、商業ノ方針ヲ策リ、改良ノ必要アル時ハ之ヲ断行シ、諸般ノ取締ヲ嚴重ニスルヲ以テ目的トス

一、小会ハ時々相場ノ變動及ビ商況ノ見込、売買ノ進退ヲ協議スルヲ目的トス

的トス

- 一、大会決議ノ項目ハ店録事簿ニ記載スベキモノトス
- 第四章 会計

其一 資本金及利子法

- 一、資本金ハ式万円ト定ム 「(増外・異筆)式ノ字ヲ明ケヲクコト」
- 一、資本金ニ対スル利子ハ年七六朱トシ、之ヲ主人手許ニ渡スモノトス
- 一、「主人勘定」当座貸借ニ対スル利子ハ、世上ノ相場ニ依ルモノトス

其二 店卸勘定

- 一、店卸勘定ハ三月六月九月十月月ノ四回トス
- 一、考課状(則チ損益精算勘定)ハ、四回共同時ニ作成シ、店卸勘定ト対照スベキモノトス

(付箋・異筆)
「但、正則ノ簿記法トナス時ハ此限ニアラス」

- 一、主人勘定、店員勘定ハ十二月ノ店卸勘定ノ際精算スルモノトス
- 一、毎年六月十月月店卸勘定表及ビ考課状ノ明細ヲ添記載シ、之ヲ主人ニ差出スモノトス

但シ、用紙ハ半紙ノ罫紙ヲ用ユ

- 一、店卸純益高ノ内ヨリ年々幾分ノ繰越金ヲ成スモノトス
- 但シ、純益僅少ナル時ハ此限ニ非ス

* 右の三箇条は朱線にて抹消され、その上に以下の四箇条が記された付箋がある。

- 一、店卸勘定ノ損益高ヲ一回毎ニ差引帳ノ口座ニ記入シ、年末則一ケ年ノ計算ニ依リ店員配当・主人納メヲ区分シ、主人勘定ニ振替記入スルモノトス

- 一、店卸勘定ノ都合ニヨリ幾分ノ準備積立金ヲナスモノトス
- 一、店卸勘定損失ノ場合ニハ前条ノ準備積立金ヲ繰入レ、猶不足アル時ハ翌年ノ利益金ヲ以テ補填スルモノトス

- 一、毎年十二月店卸勘定表及貸借対照表・考課帖ノ明細書サテヲ添、主人ニ差出スモノトス

但、用紙ハ半紙ノ罫紙ヲ用フ

其三 店員勘定

- 一、純益高ノ内百分ノ二十ヲ店員配当金トス

- 一、店卸勘定損失ノ場合ニハ翌年ノ利益金ヲ以テ補填シ、更ニ純益金ヲ得ルニ至ル迄ハ店員配当金ヲ為サザルモノトス

* 右の一条は朱線にて抹消され、次の一条が加筆されている。

- 一、前条配当金ノ内、十分ノ七ヲ分配シ、十分ノ三ヲ翌年へ繰越スモノトス

- 一、店員配当金ハ主人及ビ本家合議ノ上、之ヲ識別シ配当ナスモノトス

- 一、店員配当金ハ主人預リ置クモノトス

- 一、前条配当金ノ内、出世店員別家格ト成ルノ際、一応計算ヲ為シ、預リ証券ヲ相渡スモノトス

- 一、別家格ノ者ニハ年々預リ金額ニ対シ年五朱以上ノ利子ヲ付ス

但シ、主人ノ差圖ニ依ルトキハ国債証券又ハ株券ヲ所有スル事ヲ

得

* 右の一条は朱線にて抹消され、その上に以下の三箇条が記された

付箋がある。

- 一、別家格ノ者ニハ預リ金ニ対シ年五朱以上ノ利子ヲ付スモノトス
- 一、別家格ノモノハ主人ノ差図ニ依リ公債証書又ハ株券ヲ所有スルコトヲ得

- 一、有給店員ハ配当預リ金ニ対シ相当ノ利子ヲ付シ、且該金入用ノ時ハ主人ニ申出ベシ

- 一、出世店員ニハ証券ヲ与ヘズ、且ツ利子ヲ付セズ、店員勘定帳ニ記シ置クノミ

- 一、出世店員ニハ正当ノ理由ニ依リ借入金ヲ要スル事アル時ハ、「可成」支配人ヲ経テ之ヲ主人ニ申出ヅル事ヲ得

- 一、出世店員前項ノ借入金ヲ成シ置ク時ハ、別家格ト成ルノ際、一応勘定スルナスモノトス

- 一、別家格ノ者ニハ一ケ年百円以上參百円以下ノ手当金ヲ給ス
- 一、出世店員ハ衣類料其他失費補助トシテ一ケ年式拾円以上百円以下ヲ給ス

但シ、衣類ハ身分相応ノ制限アルベシ

- 一、子供ハ仕着ニ依リ店費ヲ以テ仕給ス

- 一、店員若シ不正不忠ノ行為アル時ハ、配当積立預金ノ渡方ニ影響スベシ、又事柄ニ依リテハ此積立金預金ヲ没収シ「スルコトアルヘシ」、尚ホ損害ヲ生シタル時ハ、更ニ要求スル事アルベシ

第五章 禁止及秘密

- 一、主人若クハ支配人ノ承諾ヲ経ズシテ宿泊ヲ要ス可キ他行ヲ為ス事ヲ禁ズ

- 一、店員各己ノ名義ヲ以テ売買及ヒ金錢ノ取引ヲ為ス事ヲ禁ズ

* 右の二条は朱線にて抹消され、その上に以下の二箇条が記された付箋がある。

- 一、店員自己ノ利益ノ為ニ取引所ニ於テ売買ナスハ勿論、其他自分ノ名義ヲ以テ売買及金錢ノ取引ヲナスコトヲ禁ス
- 一、主人及支配人ノ承諾ヲ経ズシテ宿泊ヲ要スヘキ他行ヲ為スコトヲ禁ス

- 一、主家ハ勿論、店ノ名譽又ハ利害ニ関スル事柄、其他秘密ニ属スル事故等ハ他言スベカラズ

- 一、此店法則ヲ他人ニ猥リニ洩スベカラズ

補則

其一 店員帰宅心得

- 一、店員帰宅ヲ為サントスル時ハ、主人・支配役ニ申出デ其承諾ヲ経ベシ

其二

- 一、此法則帖ハ主人手許ニ置クモノトス

以上

明治三拾四年一月

参考文献

【伊藤忠兵衛家文書を用いたもの】

①宇佐美英機 「初代伊藤忠兵衛と「伊藤外海組」小史」、滋賀大学経済学部附属史

料館『研究紀要』三九号、二〇〇六年

② 同 「伊藤両家史料から見えてくるもの」、『研究紀要』四二号、二〇〇六年

③ 同 「初代伊藤忠兵衛の対米貿易事業」、安藤精一・高嶋雅明・天野雅敏編『近世近代の歴史と社会』所収、清文堂出版、二〇〇九年

④ 同 「日本雑貨貿易商會」支店探訪記、『研究紀要』四四号、二〇一一年

⑤ 小川功・深見泰孝「近江商人・初代伊藤忠兵衛のリスク管理と信仰の相克」、『研究紀要』三九号、二〇〇六年

【伊藤長兵衛家文書を用いたもの】

① 宇佐美英機 「伊藤長兵衛商店店則」、『研究紀要』三五号、二〇〇二年

② 同 「伊藤長兵衛商店博多支店規則」、『研究紀要』三七号、二〇〇四年

③ 同 「初代伊藤忠兵衛の創業期における商業活動の一齣」、『同志社商学』五六卷五・六号、二〇〇五年

④ 桂 浩子 「伊藤長兵衛商店の奉公人」、『研究紀要』四〇号、二〇〇七年

⑤ 同 「伊藤長兵衛商店の出店について」、『研究紀要』四四号、二〇一一年

付記 本稿は、平成二三年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究C・課題番号21530339）、および特例民法法人昭和報公会（伊藤忠兵衛基金）文化厚生事業助成金による研究成果の一部である。

追記 本稿の校正時に新たに第一章から補則までを記した草案が見つかった。この草案にも朱筆による修正・加筆がある。この修正草案を清書したものが、本稿で翻刻した元の条文であった。したがって、本稿で

翻刻した草案は、それ以前に第一次草案→修正の過程を経たものであると判明した。この一次草案では、資本金は「貳万円」とされている。いずれ機会を得て、この草案も翻刻することにした。